

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄和北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	筒井隆司	埼玉県春日部市立野五百四十三番地一
同	大瀧勇	同 百三番地三
同	小島繁夫	同 七百八十三番地一
同	小島重弘	榎九百十九番地
同	渡邊光男	同 五百四番地一
同	新井孝次	倉常六十七番地
同	八木橋喜一	同 五十六番地一
同	遠藤義信	芦橋九百三十五番地一
同	斉藤義則	同 九百六十五番地一
監事	貝塚利雄	榎九百二十一番地
同	新井健児	倉常千七十六番地一
同	岩佐宏	芦橋百六十六番地一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	筒井隆司	埼玉県春日部市立野五百四十三番地一
同	小島繁夫	同 七百八十三番地一
同	大瀧勇	同 百三番地三
同	貝塚利雄	榎九百二十一番地
同	金子敏雄	同 九十番地一
同	新井孝次	倉常六十七番地
同	八木橋喜一	同 五十六番地一
同	遠藤義信	芦橋九百三十五番地一
同	橋本勝太郎	同 百十二番地一
監事	小島武雄	榎九百二十二番地
同	新井健児	倉常千七十六番地一

同

岩  
佐

宏

同

同

芦橋百六十六番地一